



長野県報

6月24日(月)
令和元年
(2019年)
第15号

目 次

規 則

事務処理規則の一部を改正する規則(人事課)	1
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)	2
長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	2
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	2
長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	2

告 示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課)	3
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	4
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	4

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(健康福祉政策課)	4
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	4
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	5
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(生活排水課)	5
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(人材育成課)	8

規 則

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年6月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第2号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「キからケまで及びサ」を「クからコまで及びシ」に、「(1)、(2)及び(ル)」を「(ム)、(ス)及び(1)」に、「同キ」を「同ク」に、「同ケ」を「同ケ」に、「同ケ」を「同コ」に、「同サ」を「同シ」に改める。

別表第2の37の(25)のア中「(1)、(2)及び(ル)」を「(ム)、(ス)及び(1)」に改め、同アの(7)から(サ)までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同(2)から(ハ)までを削り、同(1)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同(1)を同(2)とし、同(1)から(ト)までを同(セ)から(ナ)までとし、同(2)中「保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置」を「著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令」に改め、同(2)を同(1)とし、同(1)の次に次の事項を加える。

(イ) 第9条の4(第88条第1項及び第3項において準用す

る場合を含む。)の規定による保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言

別表第2の37の(25)のアの(ヒ)を同(ヌ)とし、同(ヲ)から(マ)までを同(ヌ)から(ヒ)までとし、同(ミ)中「(ホ)及び(ヒ)」を「(ヒ)及び(ヒ)」に改め、同(ミ)を同(ヲ)とし、同(ム)を同(ム)とし、同(メ)中「(ム)」を「(ム)」に改め、同(メ)を同(ム)とし、同(ナ)を同(ナ)とし、同(ヤ)中「(モ)」を「(モ)」に改め、同(ヤ)を同(ヨ)とし、同(ヨ)を同(ヨ)とし、同(ヨ)を同(ヨ)とし、同(ヨ)中「の規定」を「(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同(ヨ)を同(モ)とし、同(リ)中「の規定」を「(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同(リ)を同(ヤ)とし、同(ル)を同(ヨ)とし、同(1)の次に次の事項を加える。

- (ヨ) 第87条の2第1項の規定による全体計画の認定
- (ヒ) 第87条の2第2項において準用する第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定
- (リ) 第87条の2第2項において準用する第86条の8第6項の規定による認定の取消し
- (ル) 第87条の3第5項の規定による許可

別表第2の37の(25)のアの(ヒ)及び(リ)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同シを同スとし、同イからサまでを同ウからシまでとし、同アの次に次の事項を加える。

- イ 建築基準法の規定に基づく都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する次の事項
- (7) 第42条の規定による道路の指定
- (イ) 第43条第2項第1号の規定による認定

- (ウ) 第43条第2項第2号の規定による許可
 (イ) 第45条の規定による私道の変更又は廃止の制限
 (カ) 第55条第2項の規定による認定

別表第3の9中「同(25)のアの(イ)、(チ)、(テ)、(ト)及び(カ)、キの(ス)」を「同(25)のアの(イ)、(ツ)、(ト)、(ナ)及び(カ)、クの(ス)」に、「クの(カ)」を「ケの(カ)」に、「ケの(サ)、コの(シ)並びにサの(サ)」を「コの(サ)、サの(シ)並びにシの(サ)」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

人事課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年6月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項及び第2項中「及び(47から)54」を「、(48)、(49)及び(53)から(58)」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

建築住宅課

長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和元年6月24日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第1号

長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和41年長野県公営企業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1万2,800円」を「1万2,900円」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営推進課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和元年6月24日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「6月30日に支給する場合においては100分の122.5、12月10日に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「第36条」を「第36条及び附則第8項」に、「6月30日に支給する場合においては100分の102.5、12月10日に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和元年6月24日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局文書取扱規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第52条第2号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年7月1日から施行する。

経営推進課